

河合町耐震改修促進計画 概 要 版

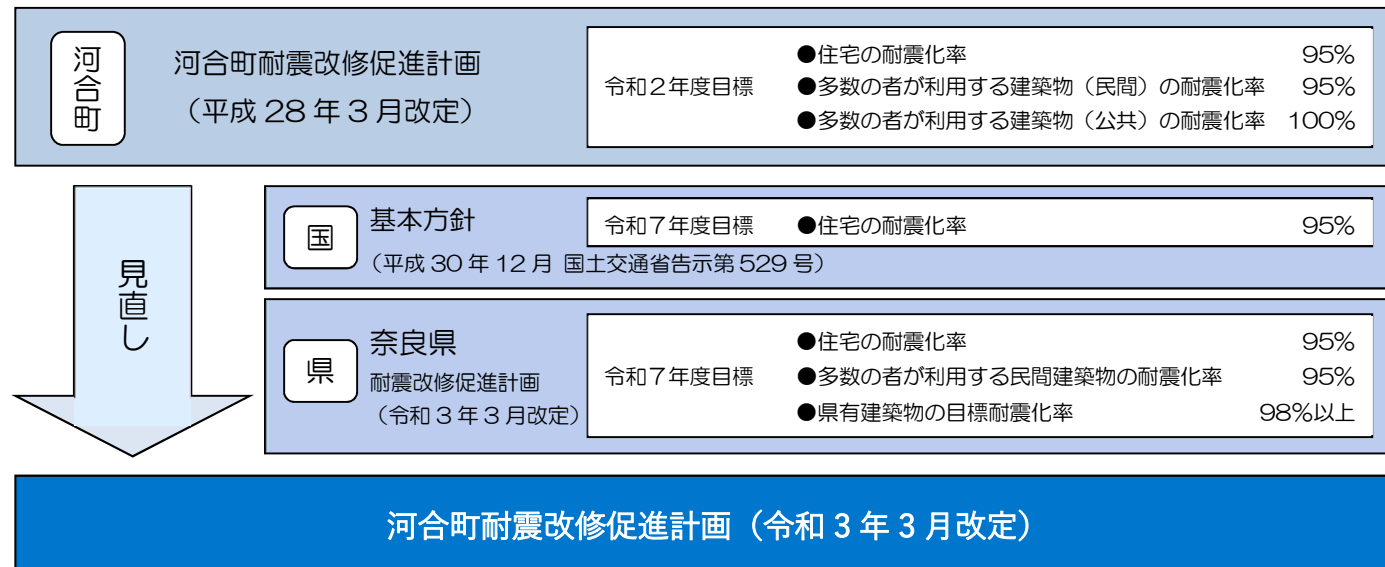
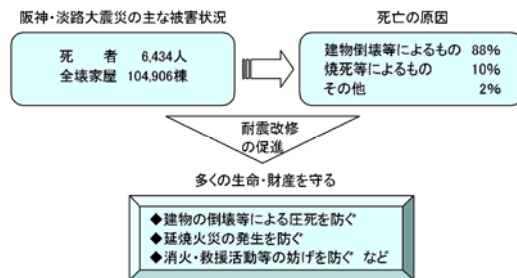
＜令和3年3月 改定＞

河 合 町

1 計画の基本方針

◎計画の位置付け

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という）の平成 31 年 1 月の改正を受け、「奈良県耐震改修促進計画（令和 3 年 3 月改定）」等の上位計画を踏まえて、平成 28 年 3 月に改定した「河合町耐震改修促進計画」について見直しを行いました。



- ◎対象区域 河合町全域
- ◎計画期間 令和 3 年度から令和 7 年度の 5 ヶ年
- ◎対象建築物 昭和 56 年 6 月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された既存建築物で「住宅」「多数の者が利用する建築物等」「公共建築物」を対象

住 宅	戸建住宅、共同住宅等
多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物 等	多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 14 条 1 号に該当するもの） 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第 14 条 2 号に該当するもの） 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（耐震改修促進法第 14 条 3 号に該当するもの）

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施目標

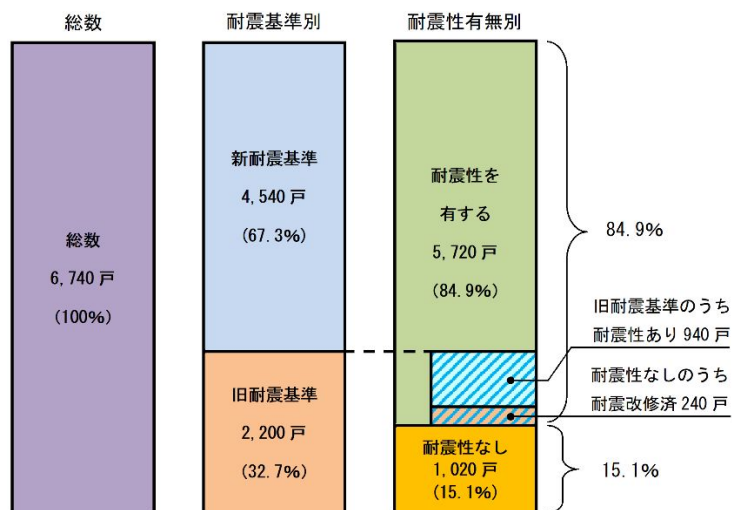
◎住宅の耐震化

令和 2 年度時点で、居住世帯のある住宅総数は 6,740 戸と推計されています。

そのうち、新耐震基準は 4,540 戸、旧耐震基準は 2,200 戸と推計されています。

また、旧耐震基準のうち、耐震性がある住宅は計 1,180 戸と推計されています。

本町の耐震化率は 84.9%で、計画目標(95%)には達していません。住宅の耐震化の遅れへの対応が喫緊の課題となっています。



◎多数の者が利用する建築物等の耐震化率の現状

■多数の者が利用する建築物等（民間）

本町の多数の者が利用する建築物等（民間）は計 52 棟あり、そのうち 48 棟が耐震性を有します。

■多数の者が利用する建築物等（公共）

本町の多数の者が利用する建築物等（公共）は計 27 棟あり、そのうち 23 棟が耐震性を有します。

◎計画の方針

内陸型地震による人的被害を半減するためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。これらを踏まえ、耐震化の目標については、国の基本方針、奈良県の耐震改修促進計画の目標を踏まえ、本町でも 95%以上を目指すこととします。

◎計画の目標

令和7年度目標	■住宅の耐震化	耐震化率（現状）	目標 95%（R7 年度末）
	■多数の者が利用する建築物等（民間）	耐震性が不十分な建築物を 2 棟以上削減	
	■多数の者が利用する建築物等（公共）	耐震性が不十分な建築物を 3 棟以上削減	

3

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

◎取り組み方針

県、大字・自治会、関係団体と連携しながら、下記の取り組みを行います。

普及・啓発	耐震診断	耐震改修	緊急輸送道路沿道の建築物の耐震性の向上	優遇措置
情報の提供、広報による啓発、所管行政庁や地元自治会との連携など	耐震診断のための支援策や所有者への情報提供など	耐震改修を促進するための支援策や所有者への啓発など	建築物等の台帳による耐震性の進捗状況の管理や所有者への啓発など	耐震改修費の一部に係る所得税控除等の減税

◎住宅の耐震診断・改修を促進するための支援策の強化

住宅の減災化に向けた取り組みとして、下記の支援策を行います。

耐震診断	既存木造住宅耐震診断事業
耐震改修	既存木造住宅耐震改修工事補助事業
ブロック塀等	住宅・建築物安全ストック事業
減額処置	旧耐震基準の住宅について、耐震基準の適合を証された耐震改修を行うと、改修家屋全体に係る税額を申請の翌年度分から減額されます。

◎安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

庁内には住宅相談窓口を開設しています。また、奈良県や関係団体と連携し、ローンや助成制度等の説明、専門家・事業者の斡旋・紹介等についても対応できる環境を整えており、相談窓口や耐震改修に関する情報の提供を行っていきます。

◎もしもに備えての安全対策

- ブロック塀等の安全対策
- エレベーター、エスカレーターの安全対策
- 大規模空間の天井崩落対策
- 居住空間内の安全対策
- 工作物等の安全対策

◎優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化を着手すべき建築物を設定します。

- 木造住宅（昭和56年5月以前に着工されたもの）
- 町有建築物

●多数の者が利用する建築物等

●倒壊により道路を閉塞させるブロック塀等

◎地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に、通行を確保すべきこれらの道路において、その沿道建物が地震によって倒壊し、当該道路を閉塞することの無いよう建築物等の耐震化の促進を図ります。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び普及

情報発信	地震防災マップ等の活用
	情報提供の充実
	相談体制の向上
啓発活動	パンフレット、講習会等の開催による情報提供
	戸別訪問やダイレクトメールの実施
	自治会等との連携
	各種関係団体との連携
	リフォームに併せた耐震改修の誘導
	建築物の建替えの促進



5 所管行政庁との連携

◎耐震改修促進法による指導等の実施

所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携して建築物の耐震化が円滑に進むように努めます。

◎建築基準法による勧告又は命令等の実施

建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施に関して所管行政庁である県と連携して対応します。

◎国・県と連携した取り組み

住宅・建築物の耐震化の促進に向けて、国・県と連携して様々な取り組みを行います。

6 その他必要な事項

◎庁内での推進体制の強化

本計画の推進にあたり、庁内各課との連携が不可欠であることから、住宅・建築物の耐震化に向けた全庁的な推進体制を強化し、総合的・計画的に本計画を推進します。

◎関係団体との協働による耐震改修の強化

本計画に基づき、安心して安全な地域の実現に向けて、奈良県や各種関係団体と連携し、相談体制の充実、地震保険の加入促進、情報提供等を継続します。

◎計画の検証・見直し

本町の建築物等の耐震化の目標達成に向け、河合町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、耐震改修等に係る支援項目を設定するとともに、実施・達成状況を把握・検証・公表し対策を進めます。